

別表第27 総合操作盤の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限る。）

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 端子電圧

規定値以上であること。

エ 切替装置

常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

オ 充電装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(2) 本体

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 表示部

汚損、不鮮明な部分等がなく、適正に表示されること。

オ 操作部

変形、損傷等がなく、円滑に操作することができること。

カ 相互通話装置

相互間で同時通話が正常にできること。

キ 電圧計

変形、損傷等がなく指示値が適正であること。

ク スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

ケ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

コ 表示灯

正常に点灯すること。

サ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

シ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

ス 表示機能

適正に表示されること。

セ 警報機能

適正に警報されること。

ソ 操作機能

(ア) 警報停止機能

警報が適正に停止されること。

(イ) 連動移報切替機能

適正に切り替えられること。

(ウ) 表示切替機能

適正に切り替えられること。

(エ) 復旧機能

復旧すること。

(オ) 遠隔起動機能

消防用設備等が正常に起動すること。

タ 情報伝達機能

適正に行われること。

チ 制御機能

システムを構成する部分の異常又は故障が全体機能の障害につながらないこと。

ツ 記録機能

火災情報等が適正に記録されること。

テ 消防活動支援機能

消防設備等の作動状況が適正に表示されること。

ト 運用管理支援機能（運用管理支援機能を有する総合操作盤に限る。）

(ア) シミュレーション機能

正常であること。

(イ) ガイダンス機能

正常であること。

(ウ) 履歴機能

正常であること。

(エ) 自己診断機能

正常であること。

ナ 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

2 総合点検

非常電源に切り替えた状態で、任意の消防用設備等を起動させた場合に、表示、警報、操作等の機能が正常であること。